

平成 30 年度前期分 授業料免除の決定について(通知)

平成 30 年度前期分授業料免除者が別紙名簿のとおり決定しました。

なお、免除不許可となった学生は名簿に記載されていませんので、照会等がある場合は学生支援センターまで申し出てください。

下表の免除区分のうち、半額免除又は不許可の学生は下記の方法により授業料の納入手続きを行って下さい。

免除区分	内 容
全額免除	授業料（前期分）免除を許可する。
半額免除	授業料（前期分）半額免除を許可する。
不 許 可	授業料（前期分）免除を不許可とする。

※虚偽の申請が判明した場合、または懲戒処分を受けた場合は免除の許可を取り消すことがあります。

記

授 業 料 の 納 入 方 法

1 口座振替登録者(ほとんどの方が該当)

平成 30 年 7 月 27 日(金)に口座振替（引落とし）を行いますので、**平成 30 年 7 月 26 日(木)**までに授業料の口座振替を登録している預金口座に所定の金額を入金しておくこと。

口座振替登録が不明な場合は、財務部財務管理課資金管理班(095-819-2060)に確認してください。
※毎回、口座振替登録者が下記口座へ授業料を振込み、二重払いになる事例が生じています。

2 口座振替登録をしていない方

下記口座へ速やかに振り込むこと。(ただし、振込手数料がかかります。)

- 銀行名・支店名 十八銀行・大橋支店
- 口座番号 普通預金 226695
- 口座名義 ダイ)ナガサキダイガク
国立大学法人長崎大学

※次回のために口座振替登録をして下さい。口座振替依頼書は財務管理課にあります。